

果樹(りんご)栽培農家さんへ



近年、台風などの自然災害が多発しています。今後も起こり得る自然災害、価格の低下等に備えて、農業保険(収入保険、果樹共済)に加入しましょう。

	りんごのみならず栽培している全ての農産物の様々なリスクに対応 収入保険	りんごにおける自然災害リスクに対応 果樹共済			
		半相殺減収総合方式	地域インデックス方式	樹体共済	
制度の特徴	全ての農産物を対象に自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償 ※新型コロナの影響による価格低下も補償されます。	風水害、ひょう害、干害、寒害、※雪害、その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収を補償します。※一般方式のみ対応	風水害、ひょう害、干害、寒害、※雪害、その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収を補償します。	風水害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没及び損傷を補償します。	
補てんの仕組み	基準収入の9割を下回った場合、下回った額の9割を上限に補填します。	果実の減収量が3割・4割・5割(農家選択)を超える場合、補填します。	果実の減収量が1割・2割・3割(農家選択)を超える場合、補填します。 ※農林統計単収を用いて引受・損害評価を実施するため、個人の被害は反映されません。	樹体の損傷の程度が10万円(共済価額の1/10が10万円に満たない場合は、1/10の額)を超えた場合に対象となります。	
加入要件	加入申請時において1年以上の青色申告実績が必要	類区分ごとに5a以上		5a以上	
責任期間	1月~12月 ※法人は事業開始月から1年間	一般方式 花芽の形成期から当該花芽の収穫期まで(1年半)	短縮方式 発芽期から収穫期まで(約7か月間)	花芽の形成期から当該花芽の収穫期まで(1年半)	7月2日から1年間
加入申込期間	新規:12月末日 継続:11月末日	5月1日~5月15日	3月15日~4月1日	5月1日~5月15日	
保険料(共済掛金) ※平均値で計算しており、実際は個人ごとに金額は異なります。	基準収入300万円の場合(積立金を含む) 保険料:103,320円	共済価額300万円(総共済金額210万円) 掛金・賦課金計:129,710円	共済価額300万円(総共済金額210万円) 掛金・賦課金計:116,375円	共済価額300万円(共済金額270万円) 掛金・賦課金計:73,980円	標準収穫金額300万円、樹齢11年~15年の樹体の場合 共済価額1,860万円(共済金額1,488万円) 掛金・賦課金計:156,240円

ご不明な点、加入に関するお問い合わせは最寄りのNOSAIまで